

第 9 1 回 宍粟市議会臨時会会議録（第 1 号）

招集年月日 令和 2 年 5 月 1 8 日（月曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 会 5 月 1 8 日 午前 9 時 3 0 分 宣告（第 1 日）

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 第 33 号議案 令和 2 年度宍粟市一般会計補正予算（第 2 号）の専決処分（専決第 1 号）の承認について
第 34 号議案 令和 2 年度宍粟市一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分（専決第 2 号）の承認について
- 日程第 4 第 35 号議案 宍粟市支えあいの輪寄付金条例の制定について
- 日程第 5 第 36 号議案 令和 2 年度宍粟市一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 6 第 37 号議案 消防ポンプ自動車購入契約の締結について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 第 33 号議案 令和 2 年度宍粟市一般会計補正予算（第 2 号）の専決処分（専決第 1 号）の承認について
第 34 号議案 令和 2 年度宍粟市一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分（専決第 2 号）の承認について
- 日程第 4 第 35 号議案 宍粟市支えあいの輪寄付金条例の制定について
- 日程第 5 第 36 号議案 令和 2 年度宍粟市一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 6 第 37 号議案 消防ポンプ自動車購入契約の締結について
- 追加日程第 1 第 33 号議案 令和 2 年度宍粟市一般会計補正予算（第 2 号）の専決処分（専決第 1 号）の承認について
第 34 号議案 令和 2 年度宍粟市一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分

分（専決第2号）の承認について

追加日程第2 第35号議案 宍粟市支えあいの輪寄付金条例の制定について
追加日程第3 第36号議案 令和2年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）
追加日程第4 第37号議案 消防ポンプ自動車購入契約の締結について

応 招 議 員（16名）

出 席 議 員（15名）

1 番 津 田 晃 伸 議員	2 番 宮 元 裕 祐 議員
3 番 榎 橋 美 恵 子 議員	4 番 西 本 諭 議員
5 番 今 井 和 夫 議員	6 番 大 久 保 陽 一 議員
7 番 田 中 孝 幸 議員	8 番 神 吉 正 男 議員
9 番 田 中 一 郎 議員	10 番 山 下 由 美 議員
11 番 飯 田 吉 則 議員	13 番 浅 田 雅 昭 議員
14 番 実 友 勉 議員	15 番 林 克 治 議員
16 番 東 豊 俊 議員	

欠 席 議 員（1名）

12 番 大 畑 利 明 議員

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局 長 小 谷 慎 一 君	書 記 大 谷 哲 也 君
書 記 小 椋 沙 織 君	書 記 中 瀬 裕 文 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 福 元 晶 三 君	副 市 長 中 村 司 君
教 育 長 西 岡 章 寿 君	企画総務部長 前 田 正 人 君
まちづくり推進部長 津 村 裕 二 君	健康福祉部長 世 良 智 君
産 業 部 長 名 畑 浩 一 君	建 設 部 長 富 田 健 次 君
教育委員会教育部長 大 谷 奈 雅 子 君	

(午前 9時30分 開会)

○議長(東 豊俊君) 皆様、おはようございます。

ただいまから、第91回宍粟市議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

御報告を申し上げます。

大畑利明議員より本日の会議を欠席する旨の届けが提出されておりますので、御報告をいたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち諸般の報告をします。

報告1、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査の報告書が監査委員から議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告2、地方自治法第121条の規定に基づき、今期臨時会に説明員として出席通知のありました者の職氏名は、お手元に配付しております議長宛ての通知書写しのとおりであります。

報告3、本日、市長から議案5件が提出されております。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(東 豊俊君) 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、議長より指名します。

8番、神吉正男議員、9番、田中一郎議員、以上、両議員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長(東 豊俊君) 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日、1日限りとしたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

会期は、本日、1日限りと決定しました。

日程第3 第33号議案～第34号議案

○議長(東 豊俊君) 日程第3、第33号議案、令和2年度宍粟市一般会計補正予算

(第2号)の専決処分(専決第1号)の承認についてから、第34号議案、令和2年度宍粟市一般会計補正予算(第3号)の専決処分(専決第2号)の承認についての2議案を議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長(福元晶三君) 皆さん、おはようございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げたいと、このように思います。

議案の説明の前に少し御報告申し上げたいと、このように思います。

御承知のとおり、国の緊急事態宣言が5月14日に一部の県で解除されたところがあります。兵庫県は継続と、こういうことでもあります。

また、兵庫県におきましても、休業要請の段階的な解除を16日から行うことが示されました。一昨日からであります。

こういった中、宍粟市におきましても、現在では感染者が確認をされておらず、改めて市民一人一人の取組に感謝を申し上げたいと、このように思うところがあります。

去る15日に、宍粟市の新型コロナウイルス対策本部会議を開催させていただいて、県のその状況を踏まえて一定の方向も決めたところでもあります。宍粟市におきましては、公共施設の利用制限や、あるいは幼稚園、小中学校の休業も5月31日まで延長しておるところではありますが、一部の公共施設、特に社会教育施設の図書館、あるいは屋外体育施設、さらには公園等々につきまして条件を付け、利用制限を解除するよう今検討をしておるところであります。

具体的には、本日18日ではありますが、19日あたりをめどに、明日をめどにこういったことについて条件、あるいはガイドラインを設定して解除していきたいと、このように考えておるところであります。

また、小中学校におきましては、6月の授業再開に向け、数日の登校日を設けることとしております。具体的には、今週については1日、来週については2日ということでありまして、後刻校長会で教育委員会のほうで一定の日を設定していただくと、こういうふうに決めたところでもあります。

また、教育委員会におきましては、夏休みにつきましては、9日間ということで、現在のところ8月8日から8月16日の間、夏休みをします。それ以外については授業等々を再開すると、こういうことで決定をさせていただいておるところであります。

今後、兵庫県を含めまして、国の緊急事態宣言が解除されるなど、状況の変化が

あると、このように思いますが、そういった場合については、こういったことも踏まえながら決定を加えていきたいと、このように考えておりますが、また改めてお知らせをしたいと、このように考えております。

同時に、特定の定額給付金の関係であります。オンライン申請につきましては、5月7日より受け付けを開始しております。5月17日現在であります。394件、人数にしますと、1,190人の申請があったところであります。金額にしまして、1億1,900万円振り込んだと、こういう状況であります。

それから、申請の手続、申請用紙につきましては、放送等々でも申し上げましたが、5月21日から郵送を開始していきたいと、このように考えております。5月24日には郵送が終了するのではないかなあと、このように郵便局とも調整をしておるところであります。早ければ5月26日から支給開始ができると、こういう状況でありますので、お知らせ申し上げたいと、このように思います。

特に、改めて市民の皆様にもお願いしておるところであります。国の緊急事態宣言が39の県で解除をされました。全国的にいわゆる自粛緩和ムードになってきておるところであります。むしろこれからの取組が非常に重要であると、このように考えておりますので、今後も不要不急の外出は控えていただくように、特にまた感染地域への移動は控えていただくようお願いをしておるところであります。

加えて、小まめに手洗い、あるいはせきエチケット、さらには密閉・密集・密接、この三つの密を避けるようお願いをしておるところであります。議員の皆さんに対しましてもよろしく御指導をお願い申し上げたいと、このように思います。

さて、第33号議案及び第34号議案の補正予算の専決処分の承認2議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、国・県が補正予算により実施することとした事業で、緊急に予算を措置しなければならないものについて、追加で計上したものであります。

最初に、第33号議案、令和2年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）の処分承認につきましては、歳入歳出にそれぞれ7,577万4,000円を追加し、補正後の総額を232億8,885万8,000円としたものであります。

歳出では、国の新型コロナウイルス感染症対策として、各家庭における経済的負担を計減するため、住民一人につき10万円を給付する特別定額給付金と、児童手当を支給する世帯に対し、児童一人につき1万円を給付する子育て世帯への臨時特別給付金の早期支給を行うための事務費のほか、兵庫県との協調事業として実施する

休業要請を行った事業者への経営継続支援金の支給に係る県への委託料を計上しました。

歳入につきましては、給付金の事務費に係る国庫補助金と地域経済や住民生活の支援など、地域の実情に応じた必要な事業を実施するために、国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することとしています。

次に、第34号議案、令和2年度宍粟市一般会計補正予算（第3号）の専決処分（専決第2号）の承認につきましては、国庫補助金を財源に迅速に家計への支援を行うための特別定額給付金を追加で計上したものであり、歳入歳出にそれぞれ37億640万円を追加し、補正後の総額を269億9,525万8,000円としたものであります。

以上、補正予算の概要の御説明を申し上げましたが、この2議案につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として特に急な対応を要し、議会を招集する時間的な余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったものであります。

議員各位におかれましては、諸事情御賢察の上、何とぞ原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 第34号議案、令和2年度宍粟市一般会計補正予算（第3号）の専決処分（専決第2号）の承認について、質疑をさせていただきたいと思えます。

この10万円の特別定額給付金についてであります。高齢の方や、あるいは障がいのある方などが分かりやすい申請方法になっているのかということで、総務省はこういったパンフレットを出されて、市の各所に置いてあったり、これを大きくしてあるポスター等が貼ってあるわけではありますが、分かりやすい申請方法になっているのかということ、市の工夫として伺いたいと思えます。

また、世帯単位の支給のみではなく、個人を対象と支給も考えているのか。住民登録や銀行口座のない方へはどのような対応及び給付方法がとられるのか。給付開始日を早めるためにどのような努力を行っているのか。受付は開始日から3か月以内というようなことになっておりますが、申請期限の弾力的運用ということは考えておられるのかどうかということ、を質疑したいと思えます。

○議長（東 豊俊君） 答弁を求めます。

企画総務部、前田部長。

○企画総務部長（前田正人君） 具体的なことなので私のほうから山下議員の質疑に対して答弁をさせていただきます。

まず、1点目の分かりやすい申請方法になっているのかということなんですけども、まず特別定額給付金の交付申請につきましても、ほとんど印刷をしております。必要事項をほとんど印刷をしております、具体的に実際に書いてもらうところといたしますと、住所や氏名、それから生年月日、それから口座番号、そこぐらいを記入だけしてもらうようになっております。

それで、申請の郵送につきましても、ちゃんとそういう記載例も同封させていただいて、皆さんに分かりやすい申請方法になっているというように思っております。

次に、世帯単位のみ支給ではなくということなんですけども、一応特別定額給付金の申請・受給権者は、国が定める特別定額給付金給付事業実施要綱によりまして、原則世帯主に給付すること。DV避難とか、そういう特例以外を除いたら原則世帯主給付することになっておりますので、世帯主単位となっております。

それから、住民登録等がない方の対応といたしましては、まず、今コロナのことで体面による接触抑制と確実に申請者本人給付するために、原則銀行口座振込としております。ただ、銀行口座のない方につきましても、事情をお聞きし、口座の開設、または最終的には窓口における現金給付、そういうのも検討していきたいと考えています。

次に、給付開始日を早めるためにどのような努力を行っているのかということなんですけども、5月1日から6名の専従職員により、一日も早く給付できるよう事務を進めているところでございます。

オンライン申請は、5月7日に受け付けを開始し、西播磨ではいち早く5月12日に支給を開始しております。

また、郵便申請につきましても、本日の午後と明日の午前、両日とも60人体制で申請書の封入作業を行って、21日から各戸に配達されますようになっております。24日は郵便局が日曜日で休みなんですけども、郵便局と話し合いして、24日の日曜日にも特別に配達していただくようにしております。

次に、弾力的な運用ということなんですけども、これは、国が定める要綱で3か月というふうに決まっておりますので、5月21日を受付開始日といたしまして、最大の3か月を予定しております。

以上でございます。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） それでは、御説明いただいた中で少し分かりにくいところがありましたので、再度質疑をさせていただきます。

やはりこの給付金を受け取るには、市への申請が必要ということで、お一人暮らしの御高齢者とか、あるいは障がいのある方等をどのようにしたらいいのか分からなくて困っておられる、そして家族とかで訪ねる方がおられない場合、電話等で相談があったら、何らかの形で分かるように申請できるようにしていただけるのかどうかということ。

それと、あと住民票とは別の場所で暮らしている方、例えばドメスティック・バイオレンスの被害者で別の場所で暮らしておられるとか、あるいはホームレスの人、そういった方からの相談は今のところあったのかどうか、どのような対応をされているのかというところがちょっと分からなかったので、質疑をさせていただきたいと思います。

○議長（東 豊俊君） 企画総務部、前田部長。

○企画総務部長（前田正人君） まず、申請方法のほうなんですけども、そういう方につきましては、電話での対応ということもしております。また、市内の金融機関、それから農協、また郵便局、商工会、それから社会福祉協議会の窓口においてもそういうサポートをしていただくように調整をしておりますので、できるだけそういう申請に不自由を来すような方につきましても丁寧な対応ができるような体制をとっておりますので、よろしく願いいたします。

もう1点、DVということなんですけども、今のところ住居がない方については、本市では社会福祉のほうとも確認しながら、そういう方はいないということはおつかんでおりますけども、そういう方がありましたら、適時いつでも住民登録、そういうのができましたら対応となりますので、そういう体制もっております。

以上でございます。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） そしたら、ちょっともう1点質疑させていただきたいと思うわけですが、オンライン申請ということで、今394件されているということですが、オンライン申請の場合、家族の名前を申請者が入力されるということで、家族の方の名前が間違いがないのか、住民票と照合するというような必要性が生じてくるというふうに聞いております。市役所から送る申請書は住民票をも

とに家族の名前があらかじめ記入されているということでありまして、オンライン申請の場合、職員が名前が合っているかどうかを照合する必要があるということで、職員の手間が増えているのではないかなと思われるわけですが、それほどのように対応されているのですか。

それと、あと申請期限3か月以内ということに決まっております、そのようにするということではありますが、受給権者1万4,743世帯、これらの中でもやはり3か月以内に申請ができない方等がおられた場合、どのように考えておられるのか。やはり弾力的な運用というのも考えるべきではないかと思うわけですが、そのあたりのところを質疑いたします。

○議長（東 豊俊君） 企画総務部、前田部長。

○企画総務部長（前田正人君） 1点目のオンラインで職員の手間が増えているのではないかということなんですけども、そういう意味では増えているかもしれませんが、そういう住民の方の情報というのは、ある程度整理しておりますので、思われるほどそんなに手間とはなっておりません。

それから、続きまして3か月のほうの要件なんですけども、これにつきましては、3か月というのは国の制度で決まっておりますので、期間は延ばすことはできないんですけども、取りあえず郵便とかいうものを今発送いたしまして、それから何の返事もない方につきましても、もう一度、再度そういう申請の案内を出して、できるだけ忘れておられることがないかということも、これは辞退することも可能なんで、送られないから、返信がないから絶対駄目だということはないんで、届かなかった場合には、また再度郵送で案内はさせていただくということで、できるだけそういう忘れたとか、届かなかったというようなことがないようにしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（東 豊俊君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第33号議案から第34号議案の2議案は、予算決算常任委員会に審査を付託いたします。

日程第4 第35号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第4、第35号議案、宍粟市支えあいの輪寄付金条例の制定についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第35号議案、宍粟市支えあいの輪寄付金条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた市民生活や経済活動等について、宍粟市市民憲章に掲げる「大切にしたい 敬うこころ 支えあいの輪」のとおり、人と人との支え合いの気持ちを大切にした支援、応援の輪を広げていくため、本条例を制定し、善意による寄附を広く募り、その寄付金を財源とした新型コロナウイルス感染症対策に臨機応変かつ果敢に取り組もうとするものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了します。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第35号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託いたします。

日程第5 第36号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第5、第36号議案、令和2年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第36号議案、令和2年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策として国の緊急経済対策のほか、市独自の経済対策として早急に対応すべきものについて、追加で予算計上するものであり、歳入歳出にそれぞれ2億4万3,000円を追加し、補正後の総額を271億9,530万1,000円とするものであります。

歳出につきまして、民生費では、国の子育て世帯への臨時特別給付金に加えて、子育て世代への経済的負担を軽減するための市の独自施策として、児童手当を受給する世帯に対し、児童1人につき2万円を給付する「しそうのこども生き生き応援金」のほか、学校給食を喫食できなくなった要保護・準要保護世帯の児童・生徒を支援するための給付金などを追加しております。

商工費では、国の持続化給付金の対象にならない市内の事業者を対象に、事業の継続を下支えするための事業継続応援給付金のほか、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、弁当などの持ち帰りを実施する飲食店への支援や、収入が減少した事業者に対し、水道基本料金を助成するための予算を計上しています。

消防費では、感染者が発生した際に使用する防護服や、出水期を迎えるに当たり、避難所での感染防止策として使用するパーティションを購入するための予算を追加しております。

歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や子育て世帯への臨時特別給付金等の国庫支出金の活用と財政調整基金の繰入れにより対応することとしております。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了します。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第36号議案は、予算決算常任委員会に審査を付託いたします。

日程第6 第37号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第6、第37号議案、消防ポンプ自動車購入契約の締結についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第37号議案、消防ポンプ自動車購入契約の締結につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本事業は、宍粟市消防団の起動分団が使用する消防ポンプ自動車を計画的に更新するもので、使用年数が20年を超える一宮支団第3分団福田部、第4分団福知部及び第6分団繁盛部に配備している消防ポンプ自動車3台について、緊急時に十分な消防力を発揮できるよう買い換えるものであります。

この購入に当たり、去る令和2年5月1日に、入札を執行した結果、有限会社岡本ポンプ代表取締役、岡本 正と契約金額4,893万9,000円で購入契約を締結しよう

とするものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了します。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第37号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託いたします。

ここで委員会審査のため暫時休憩をいたします。

午前 9時58休憩

午後 1時00再開

○議長（東 豊俊君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま各常任委員長から議案の審査が終了したとの報告がありました。

お諮りします。

第33号議案から第37号議案の5議案を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第4として議題としたいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって、第33号議案から第37号議案の5議案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

暫時休憩いたします。

午後 1時00分休憩

午後 1時01分再開

○議長（東 豊俊君） 休憩を解き、会議を再開します。

追加日程第1 第33号議案～第34号議案

○議長（東 豊俊君） 追加日程第1、第33号議案、令和2年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）の専決処分（専決第1号）の承認についてから、第34号議案、令和

2年度宍粟市一般会計補正予算（第3号）の専決処分（専決第2号）の承認についての2議案を議題といたします。

本2議案は、本日の本会議で予算決算常任委員会に審査を付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、6番、大久保陽一議員。

- 予算決算常任委員長（大久保陽一君） 令和2年5月18日に審査付託のありました、第33号議案、令和2年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）の専決処分（専決第1号）の承認について及び第34号議案、令和2年度宍粟市一般会計補正予算（第3号）の専決処分（専決第2号）の承認についての2議案について審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

付託当日に委員会を開催し、運営要綱の規定により、詳細審査を二つの分科会で分担して行うことと決定しました。

最初に、総務経済分科会を開催、終了後、文教民生分科会を開催し、それぞれ関係職員に説明を求め審査を行いました。その後、第4回予算決算常任委員会を開催し、それぞれ分担して行った分科会の審査報告を受け、全体の委員会で審査を行いました。

分科会の報告は、次のとおりであります。

まず、総務経済分科会が審査した第33号議案の関係する主な内容は、企画総務部の関係では、特別定額給付金の早期給付のための事務費を計上したものであります。

次に、産業部の関係では、兵庫県との協調事業である、休業要請を行った事業者への経営継続支援金の市負担額を計上したものであります。

次に、第34号議案の主な内容は、住民一人当たり10万円を給付する特別定額給付金を計上したものであります。

関係職員に説明を求め慎重に審査し、参考に賛否の確認をしましたところ、第33号議案の関係部分及び第34号議案の2議案につきましては、全会一致で承認すべきものであったとのことです。

次に、文教民生分科会が審査した第33号議案の関係部分の主な内容は、健康福祉部の関係で、新型コロナウイルス感染症対策として児童手当を受給する世帯に対し、児童一人につき1万円を給付する子育て世帯への臨時特別給付金の早期支給を行うための事務費を増額したものである。

そのほか、関係職員に説明を求め慎重に審査し、参考に賛否の確認をしましたと

ころ、第33号議案の関係部分につきましては、全会一致で承認すべきものであったとのことです。

全体会で以上の分科会審査報告の後、質疑と自由討議を行いました。

採決しました結果、第33号議案及び第34号議案は、全会一致で、承認すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（東 豊俊君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて、質疑を省略して討論を行います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これより討論を行います。

本2議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第33号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は承認であります。

お諮りします。

第33号議案については、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第33号議案は、委員長報告のとおり承認されました。

続いて、第34号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は承認であります。

お諮りします。

第34号議案については、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第34号議案は、委員長報告のとおり承認されました。

追加日程第2 第35号議案

○議長（東 豊俊君） 追加日程第2、第35号議案、宍粟市支えあいの輪寄付金条例の制定についてを議題とします。

本議案は、本日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、13番、浅田雅昭議員。

○総務経済常任委員長（浅田雅昭君） 報告します。本日審査付託のありました、第35号議案、宍粟市支えあいの輪寄付金条例の制定については、第4回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第35号議案の主な内容は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた市民生活や経済活動を支援するため、善意による寄付を募り、新型コロナウイルス感染症対策に関する施策の財源に充てるための基金を創設するものです。

審査の中で委員からは、新たに基金を設置した目的、寄付の方法、周知の仕方等について質疑があり、当局からは、市民憲章に掲げる人と人との支え合いの気持ちを大切にしたい支援・応援事業等の感染症対策に特化した事業に活用するものであり、丁寧な周知を図っていききたいとの回答がありました。

関係職員に説明を求め、慎重に審査した結果、第35号議案については、全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長（東 豊俊君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、飯田吉則議員。

○11番（飯田吉則君） 少しお伺いしたいことがあるんです。先ほどありました支え合いの輪という部分ですけれども、集まった資金を運用するのは市当局のほうが運用すると。そして、必要とされている方々の求めに応じてするのか、市当局のほうがそこを目がけていくのか、その辺のところは質疑の中で出されていたのか、またその説明があったのかということについて、お伺いしたいと思います。

また、慎重かつ丁寧に取り組んでいくということですのでございます。また、細かい内

容については、まだ決まっていないような状況でございますので、これから委員会の中でどのように取り組もうというふうにお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（東 豊俊君） 13番、浅田雅昭委員長。

○総務経済常任委員長（浅田雅昭君） 審査の中で今後のことでございますけれども、当然新型コロナウイルス感染症対策については、引き続きいろんな対応が必要であるという観点の下で、当然市として対策に必要な事業に充当する、このことについては、市として市民生活あるいは経済活動に対する支援が必要という部分については、この寄付金の額の多い少ないにかかわらず、それは財調の取崩しも含めて対応していくということでございました。

具体的なことにつきましては、今後、それぞれの事業について予算計上もされますし、そういう観点の中でその都度要綱等も審査の対象になろうかと思っておりますので、その都度委員会としても審査をしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（東 豊俊君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） ほかにないようですので、以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第35号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第35号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

追加日程第3 第36号議案

○議長（東 豊俊君） 追加日程第3、第36号議案、令和2年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本議案は、本日の本会議で予算決算常任委員会に審査を付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、6番、大久保陽一議員。

○予算決算常任委員長（大久保陽一君） 令和2年5月18日に審査付託のありました、第36号議案、令和2年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）について審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

付託当日に委員会を開催し、運営要綱の規定により、詳細審査を二つの分科会で分担して行うことと決定しました。

最初に、総務経済分科会を開催、終了後、文教民生分科会を開催し、それぞれ関係職員に説明を求め審査を行いました。その後、第4回予算決算常任委員会を開催し、それぞれ分担して行った分科会の審査報告を受け、全体の委員会で審査を行いました。

分科会の報告は、次のとおりであります。

まず、総務経済分科会が審査した第36号議案の関係部分の主な内容は、企画総務部の関係では、新型コロナウイルス感染症対策の財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、財政調整基金繰入金を増額計上するものです。

次に、まちづくり推進部の関係では、新型コロナウイルス感染症対策として、防護服・フェイスシールド、指定避難所用パーティション購入費用を計上するものです。

次に、産業部の関係では、国の持続化給付金の対象とならない事業者を支援するため、市単独の事業継続応援給付金の新規計上及びテイクアウト応援事業補助金を新規計上するものです。

次に、建設部の関係では、収入が減少した事業者に対する水道基本料金助成金を計上するものです。

審査の中で委員からは、市単独の事業継続応援給付金の対象事業者について質疑があり、当局からは、本社が市外にあっても、営業所が市内にあり、会社全体としての売上げ減少幅が25%から50%の事業者を対象とするとの回答があったとのことです。

関係職員に説明を求め慎重に審査し、参考に賛否の確認をしましたところ、第36

号議案の関係部分につきましては、全会一致で賛成であったとのことです。

次に、文教民生分科会が審査した第36号議案の関係部分の主な内容は、健康福祉部の関係では、新型コロナウイルス感染症対策として、国の子育て世帯への臨時特別給付金に加えて、子育て世代の経済的負担を軽減するための市の独自施策として、児童手当を受給する世帯に対し、児童一人について2万円を給付する「しそのこども生き活き応援金」の増額である。

教育部の関係では、小中学校の休業により、学校給食を喫食できなくなった要保護・準要保護世帯の児童・生徒を支援するための給付金の増額である。

審査の中で委員から、5月31日以降も国・県の緊急事態宣言の有無により、この市の独自支援を継続していく考えはないのかとの質疑があり、当局からは小中学校の休業に伴い、給食停止になるようであれば、同様の支援を検討していきたいとの回答があったとのことです。

そのほか、関係職員に説明を求め、慎重に審査し、参考に賛否の確認をしましたところ、第36号議案の関係部分につきましては、全会一致で賛成であったとのことです。

全体会で以上の分科会審査報告の後、質疑と自由討議を行いました。

採決しました結果、第36号議案については、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上報告いたします。

○議長（東 豊俊君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて、質疑を省略して討論を行います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第36号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第36号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

追加日程第4 第37号議案

○議長(東 豊俊君) 追加日程第4、第37号議案、消防ポンプ自動車購入契約の締結についてを議題とします。

本議案は、本日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、13番、浅田雅昭議員。

○総務経済常任委員長(浅田雅昭君) それでは報告いたします。

本日、審査付託のありました、第37号議案、消防ポンプ自動車購入契約の締結については、第4回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第37号議案の主な内容は、消防ポンプ自動車3台の買換えについて、有限会社岡本ポンプ代表取締役、岡本 正と契約金額4,893万9,000円で契約を締結しようとするものです。

審査の中で委員からは、金額の妥当性について質疑があり、当局からは、それぞれ入札時点の事業者努力によるものであり、今回の金額はこれまでの実績を見ても妥当であるとの回答がありました。

関係職員に説明を求め、慎重に審査した結果、第37号議案については、全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長(東 豊俊君) 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第37号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第37号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

お諮りします。

今期臨時会に付議されました案件は、全て議了いたしましたので、閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

よって、第91回宍粟市議会臨時会は、これをもって閉会いたします。

御苦労さまでした。

(午後 1時23分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会議長 東 豊 俊

宍粟市議会議員 神 吉 正 男

宍粟市議会議員 田 中 一 郎